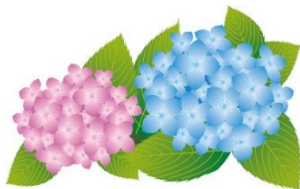


羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

令和7年6月号 vol.128



5月の初め、昨年に引き続き、福岡市内で約2週間に渡って開催された、タチノミストイベント(立呑み店舗をハシゴ酒で巡るスタンプラリーイベント)に参加してきました。年々参加店舗が増え、今回は昨年の62店舗から72店舗。このうち33店舗を巡りゴールしました。

事務所の大繁忙期に当たるこの時期、GW期間中も毎朝2時に起きて仕事を片付けて、夕方から立ち飲みのスタンプ集め。とても楽しい2週間でしたが、疲労も半端ありませんでした(笑)



”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識

令和7年度税制改正では、所得税の基礎控除の見直し、給与所得控除の見直し、特定親族特別控除の創設など、年末調整事務が超複雑化しそうな改正がされています。このうち、特定親族特別控除について解説いたします。

”特定親族特別控除とは？”

大学生に相当する年齢の子(19歳以上23歳未満)を扶養とする場合、従来から、63万円の特定扶養控除という制度があります。しかし、大学生の子のバイト年収が103万円を超えてしまうと、この63万円の控除が受けられなくなり、親の税負担が増えるため、就業調整をするということが行われてきました。

(この年収103万円の壁は、令和7年から123万円に改正されています)

世の中、人手不足の中、大学生がこの123万円の壁を超えて働いても、親の63万円の所得控除を可能とするために設けられた制度が「特定親族特別控除」です。

実際には、いくらまで働いても大丈夫か？という、子の年収が150万円までであれば、63万円控除が受けれます。

さらに、年収150万円を超えたらいきなり、所得控除がゼロになるわけではなく、年収188万円までは段階的に減りはしますが、所得控除があります。

令和7年は年末調整で、令和8年からは毎月の給料から引かれる源泉税でこのメリットを受けることが可能となりますが、扶養控除申告書への正確な記載が重要になってきます。

「今月の本の紹介」

「呪の脳科学」

(中野 信子 著・講談社新書)

本書では、言葉の隠された力を脳科学で解き明かそうとしています。

人類の歴史は、まじないという行動と切り離すことができないものが多く、ましてやSNSによる人と人との繋がりが強くなってきている今、言葉の隠された力は決して見過ごしてはならないものと感じました。

日常、声に出して発する言葉、書く言葉、何気ないものに多くの神秘の力が潜んでいるようです。

「気まぐれ簡単レシピ」

<新玉の丸ごとバター醤油>

・新玉ねぎ 1個

・大葉 3枚 →千切りにする

・バター 5g、白だし 小1/4、しょうゆ 小1/2

①玉ねぎの上下を切り落とし、上側に放射線状に4ヵ所切込みを入れる。

②耐熱皿におき、バターをのせて、ふんわりラップをかけ、電子レンジで6分加熱。

③玉ねぎに白だし、醤油をかけ、大葉をのせる。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号

羽田博樹税理士事務所